

解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求める決議

1. 7月31日、千代田区議会議員全員は、東京地方裁判所に解散処分の無効取消の裁判を提訴するとともに、執行停止の申立てをいたしました。そして、8月7日、東京地裁は、区議全員の申立てを認め、解散の効力を停止する決定を出しました。
2. すなわち、裁判所は、地方自治法178条1項前段の「長の不信任の決議」に該当するか否かは、「不可避免的に長又は議会の全議員の失職を伴うものであることを斟酌すれば、・・・厳格かつ客観的に判断するのが相当」とし、議会による長の不信任議決をするか否かは「議会の自由な裁量的判断に委ねられるべきもの」とし、千代田区長による本件解散処分に先立ち地方自治法178条1項前段所定の『長の不信任の議決』がされたとはいえないなどと判断しました。
3. 7月31日には、千代田区の選挙をつかさどる千代田区選挙管理委員会の判断がありました。区長の解散通知は「適法な手続きを欠くものであり、解散処分は無効」との公的判断をいたしました。選管が区長の解散は無効だから選挙はしないと宣言したにも拘わらず、区長は、司法判断を仰ぐと言い、区政が停滞を続けました。さらには、同日、総務大臣は、定例記者会見でマスコミから質問を受け、「不信任の議決は、その旨を区長に通知するという正規の手続きを踏んでいるかどうかで判断される。一般論で言えば、刑事告発の議決が、不信任の議決を意味するとは考えにくい」と区長の対応に疑問を呈しました。
4. このような区政の停滞を打開する最後の方策として、やむなく区議会議員全員で裁判所に提訴することになりました。
5. そして、8月7日、裁判所も区長による解散処分が不適法であると認め、執行停止を認めました。司法判断が下されたのです。
6. そこで、区長自らが、解散が違法無効であること、区議が失職した事実はなく区長が解散宣言をした以後も区議の地位にあることを認め、自らの違法無効な解散処分によって区政の重大な停滞を招いたことを区民とその代表である区議会に対し率直に謝罪して頂く必要があります。
7. そこで、千代田区議会議員全員の総意として、区長が違法な解散を遡及的に取り消すとともに、区民と区議会に対する謝罪と百条調査への協力など執行停止の裁判の際に区議会議員の全員で提示した和解条項を踏まえた謝罪を公開の議場ですることを求めます。

以上を踏まえ、下記の4項目を求めます。

1. 7月28日の解散処分を遡及的に取り消し、解散通知以後の議会及び委員会の審議及び決議はすべて有効であると認めること
2. 区政に重大な停滞を招いてしまった事実を認め、区民と区議会議員に対し、謝罪すること
3. 区長提出の補正予算案の審議について、円滑な審議に協力すること
4. 百条調査に誠実に協力し、区民への説明責任を果たすこと

以上、決議する。

令和2年8月12日

千代田区議会